

- 被災地における復興事業が本格化し、被災地以外からの現場作業員の増加が見込まれる中、工事に従事する作業員の宿舎が不足し、事業の円滑な施工に支障が生じることが懸念される。
- 作業員の宿舎不足の問題への対応として、例えば以下の①～③のようなケースが考えられるところであり、各種支援制度を活用可能とする。**

ケース① 建設業団体や事業協同組合等が設置する場合



- （一財）建設業振興基金の**債務保証制度**を活用

ケース② 建設企業や企業連合等が設置する場合



- （一財）建設業振興基金の**債務保証制度**を活用
○厚生労働省の**建設雇用改善推進助成金**を活用（※）

※設置場所や入居者などについての一定の要件を満たした場合

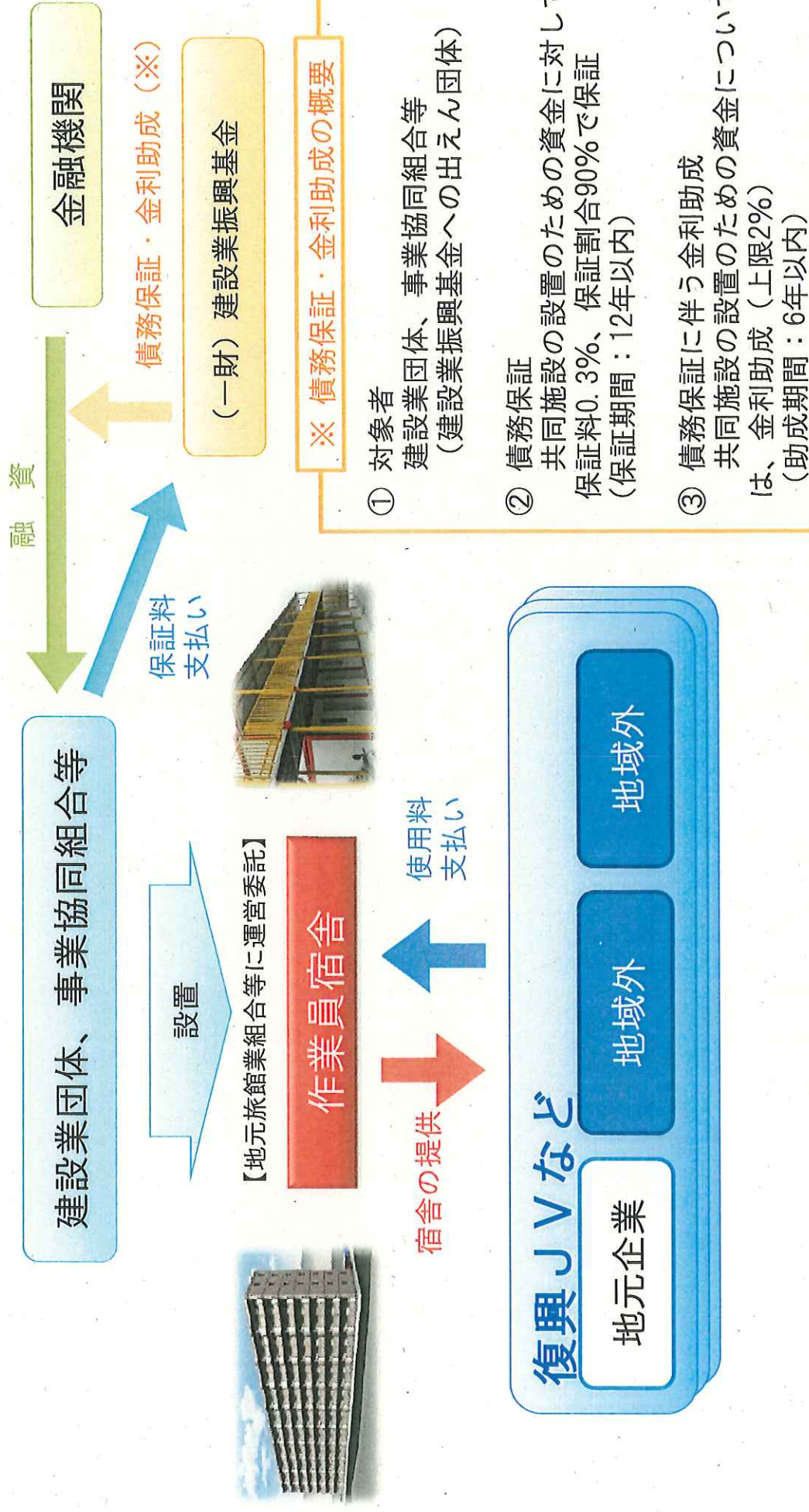
ケース③ 企業等グループが設立した事業協同組合が設置する場合



- （一財）建設業振興基金の**債務保証制度**を活用

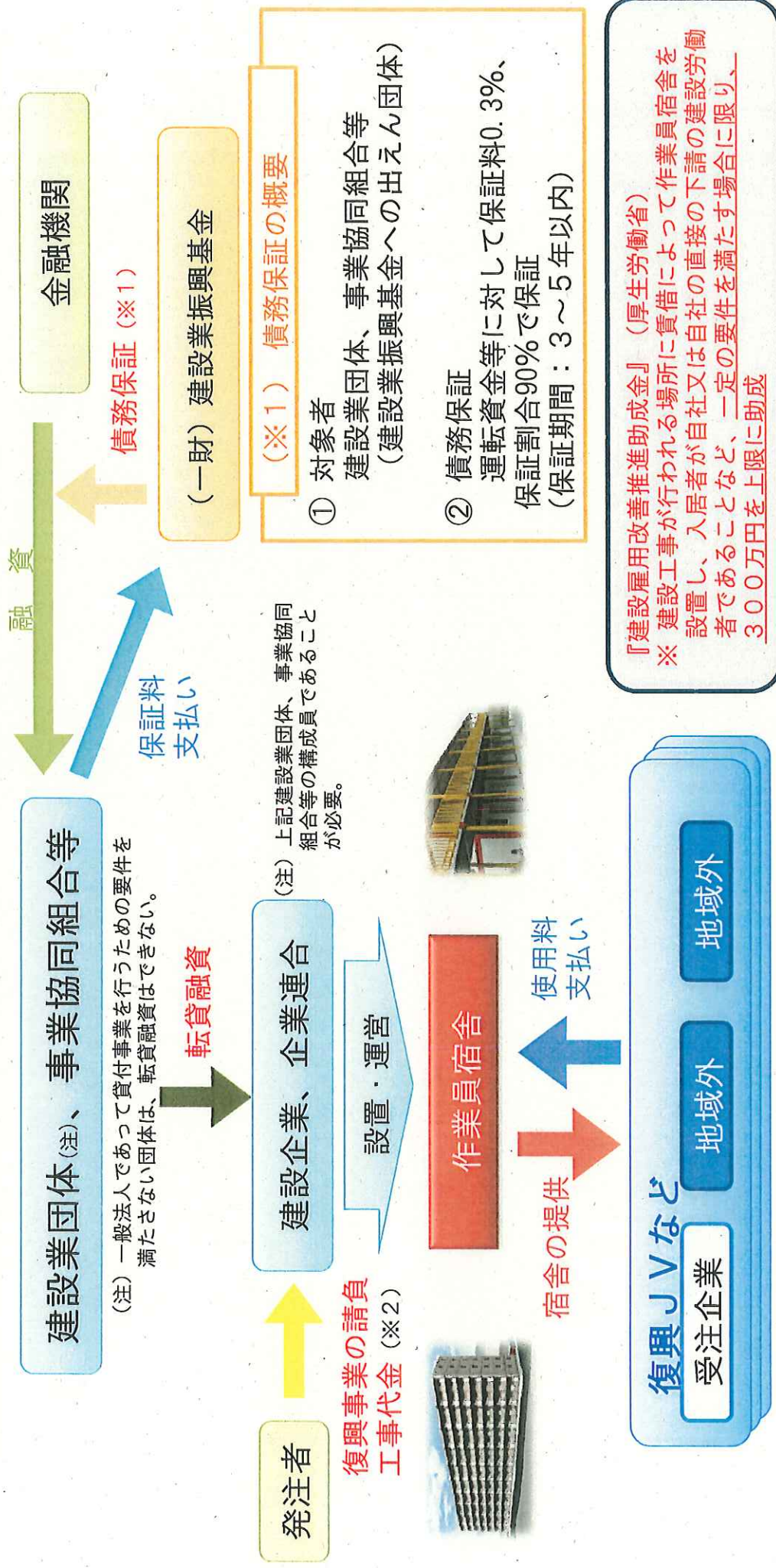
作業員宿舍建設スキーム①(建設業団体等が設置する場合)

- 建設業団体や事業協同組合等が、傘下の建設企業の作業員等のための宿舍を設置する。
- 宿舍設置にあたっては、(一財)建設業振興基金の債務保証制度等を活用。



作業員宿舎建設スキーム②(建設企業等が設置する場合)

- 個々の建設企業や企業連合等が、受注した復興事業の建設工事に従事する作業員のための宿舎を設置する。
- 宿舎設置にあたっては、**工事請負代金**の共通仮設費等、**(一財)建設業振興基金の債務保証制度**を活用した**建設業団体からの転貸融資**を活用。
- 設置場所や入居者などについての一定の要件を満たした場合は、**建設雇用改善推進助成金**を活用。



(※2) 復興事業の請負工事代金には、現場労働者に係る諸費用として共通仮設費等が含まれている。

作業員宿舍建設スキーム③(企業等グループが設立した事業協同組合が設置する場合)

- 地元建設企業や地域外建設企業等が作業員宿舍建設・運営のためのグループを形成し、事業協同組合を設立。
- 宿舍設置にあたっては、(一財)建設業振興基金の債務保証制度等を活用。

